

市指定ごみ袋の臨時措置について

昨今の中東情勢に関する報道などから市内の一部店舗において市指定ごみ袋の品切れや品薄が生じており、供給について不安の声やお問い合わせが寄せられています。

そのため、一時的に「指定ごみ袋」以外の袋を利用したごみについても収集します。

期間：2026年6月1日（月）から2026年7月31日（金）

<可燃ごみ、不燃ごみ>

- ◎ 市販の無色透明の袋または半透明の袋30Lに、【収入証紙シール30円】を貼り付け、氏名を記入して排出してください。
- ◎ 市販の無色透明の袋または半透明の袋15Lに、【収入証紙シール15円】を貼り付け、氏名を記入して排出してください。
- ◎ 事業系ごみは、あわせて【事業系ごみ許可シール】を貼り付けてください。

<容器包装プラスチック>

- ◎ 市販の無色透明の袋または半透明の袋30L程度に、氏名を直接、目立つように記入して排出してください。

注意点

- ・収入証紙シールは取扱店（売りさばき人）または生活環境課（本庁舎2階7番）で販売しています。取扱店（売りさばき人）は市ホームページ（ページID：0308）をご覧ください。
- ・ごみの分別ルールは変更ありません。
- ・市指定ごみ袋は複数の卸業者が前年通りの数量で製造しており、過剰な購入をしなければ流通に問題はありません。過度の購入は控えていただき、通常使用される数量を購入してください。
なお、6月中旬には、相当量が卸業者から取扱店（売りさばき人）に納品されることを確認しております。
- ・本対応は、安定供給が確保されるまでの臨時措置であることの趣旨をご理解していただき、適切な分別・排出にご協力ください。

収入証紙シール

